

## 高等教育の修学支援新制度の取扱いについて

本学では、「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免について、以下のとおり取扱います。なお、本制度を希望するには、原則として「日本学生支援機構の給付奨学金」と「授業料等減免」の両方の申込みが必要になります。

### 入学手続の流れについて

「日本学生支援機構の給付奨学金」の手続き状況から、次の①か②のいずれかを選択してください。②の猶予措置を希望した場合は、授業料のうち減免上限額である70万円（年額）の半期分に当たる35万円の納入を猶予します。

#### ① 基本の取扱い（高校在籍時に「日本学生支援機構の給付奨学金」の申請が間に合わず、本学入学後に申込む者）

- ・「入学手続時納入金（1次（入学金）及び2次（授業料等）」の全額を各納入期限までに納入してください。
- ・本学入学後に「日本学生支援機構の給付奨学金」の申込みと「認定申請書」の提出を行ってください。（「認定申請書」の書式は本学入学後、配布を予定しています。）日本学生支援機構の給付奨学金の選考情報に基づき授業料等減免の選考を行い、本学から「減免認定結果通知書」を送付するとともに授業料等の減免（授業料減免額及び入学金減免額を還付）を行います。（令和3年7月予定）

#### ② 授業料の納入猶予措置希望者の取扱い（既に「日本学生支援機構の給付奨学金」に申込み、「奨学生採用候補者」となっている者）

- ・「入学手続時納入金（1次（入学金）」の全額を1次（入学金）の納入期限までに納入してください。
- ・1次（入学金）の納入期限までに必着で、本学宛に「認定申請書」「授業料の納入猶予措置申請書」「奨学生採用候補者決定通知」の写しを郵送してください。
- ・上記の書類を提出した者には、改めて「授業料のうち減免上限額との差額分」の納入用紙を送付しますので、2次（授業料等）納入期限までに納入してください。
- ・本学入学後に日本学生支援機構へ「進学届」を提出した者については、授業料等減免の選考を行い、本学から「減免認定結果通知書」を送付するとともに授業料等の減免（入学金減免額と授業料減免額を相殺した額を納入又は還付）を行います。（令和3年7月予定）

※「奨学生採用候補者決定通知」の内容の中で「1.選考結果について」の給付奨学金の欄が「候補者決定」と記載があるか必ず確認してください。記載がない場合は「①の基本の取扱い」となり、本学入学後に「日本学生支援機構の給付奨学金」の申込みが必要となります。

(参考)

区分	入学金	授業料	授業料以外の諸経費	備考
① 基本	期日までに納入	期日までに納入 （「正規の授業料」 を納入）	期日までに納入	減免実施後の授業料の徴収金額の確定後に還付（令和3年7月予定）
②授業料の納入猶予措置希望者	期日までに納入	減免上限額の半期分を猶予 （減免上限額との差額分は期日までに納入）	期日までに納入	減免実施後の授業料の徴収金額の確定後に納入又は還付（令和3年7月予定）

#### 本学独自の奨学金制度等対象者の取扱いについて

本学独自の奨学金制度等対象者については、入学時点で既に授業料の特別額が適用されているため、高等教育の修学支援新制度の授業料等減免の対象となるのは、本学独自の奨学金制度等適用後の入学金及び授業料となります。

#### 入学辞退者の取扱いについて

「学校推薦型選抜（公募）」「一般選抜」「一般選抜（共通テスト利用）」「総合型選抜（AO）」「総合型選抜（社会人）」の合格者で、令和3年（2021年）3月31日（水）までに入学辞退届の提出（郵送による提出の場合、3月31日必着）があった場合、入学金を除いた授業料等の納入金を返還します。

#### その他

- ・「奨学生採用候補者決定通知」が手元になく提出期限までに提出ができない場合は、「①基本の取扱い」となります。
- ・日本学生支援機構の給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ・手続きや選考状況により、授業料等減免のスケジュールが後ろ倒しになる可能性があります。